

郷土かみのかわの歴史・文化財

町指定文化財 川中子村年貢割付状

事業の中で、農村をどのように統治していくかは、重要な課題でした。安定した社会体制を目指すために、武士と農民の身分を分け、武士による農民の支配体制を明確にしたのです。しかし、これだけでは、農民は抑圧されるだけで不満が溜まります。この解決策として、村に自治権を与えて不満を解消しようとした。これを村請制度といいます。

年に作成された今月紹介する「町指定文化財 川中子村年貢割付状」なのです。

豊臣秀吉以降の天下統一事業の中で、農村をどのように統治していくかは、重要な課題でした。安定した社会体制を目指すために、武士と農民の身分を分け、武士による農民の支配体制を明確にしたのです。しかしこれだけでは、農民は抑壓されるだけで不満が溜まります。この解決策として、

家ごとに年貢を割り当て、それを受けた村役人は、
村として一括納入しました。仮に納められない家があつた場合は、他の家が連帯して負担したのです。この年貢に関する村請制度が、栃木県内でいつから始まつたかは議論がありますが、これまでに発見された年貢割付状の中で早いものの一つが、

宇都宮氏に仕え、1597(慶長2)年の改易に伴い帰農した元武士であり、村の由他の農民より影響力を持つていたと考えられます。後世における年貢割付状の宛名に個人名が無いことからも全体で村請をしていたといふより、この段階で一部の有力農民で請け負つていたことがわかります。

村の中で影響力を發揮して
いる「ちくご殿」に頼つて

また、この割付状は旧暦
2月という、まだ春に作成

ては、過酷なものであつた
でしょう。

近世の政治・社会体制の大きな変化のうねりが、上三川の地に着実に及んでいたことを、この文書は物語っています。



川由子村年貢割付状